

**平成 26 年度 ニホンジカ保護及び管理に関する検討会（第 2 回）**  
**議事概要**

日時:平成 27 年 1 月 27 日(火)13:30～16:00

場所:(一財)自然環境研究センター 7階会議室

**■出席者**

検討委員

梶 光一	東京農工大学農学部 教授
小泉 透	独立行政法人森林総合研究所 研究コーディネータ(欠席)
坂田 宏志	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授
濱崎 伸一郎	株式会社野生動物保護管理事務所関西分室 分室長
山根 正伸	神奈川県自然環境保全センター 部長

事務局

堀内 洋	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 鳥獣保護管理企画官
山崎 貴之	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 共生事業係長

常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	〃
岩城 光	〃

**■議事**

- (1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)改訂素案について
- (2) 平成 26 年度保護管理レポートの内容について
- (3) その他

**■配付資料**

資料1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)改訂素案  
資料2 平成 26 年度保護管理レポート案

**■議事概要**

議事(1)特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)改訂素案  
について

(資料1を説明)

「1 本ガイドラインの位置づけ」について

(委員)「(4)本ガイドラインの位置づけ」では、図を参照しながら文章が書かれているが、具体的にどのような状態でどのような対応が必要かを文章としてもう少ししっかり書いたほうが良い。今まで議論でもあったように、このガイドラインの主眼は、個体数指数が非常に高く減らさなくてはならない、また高密度の場所を対象に主に考えていることを明確にすべきである。

(委員)「全国的な状況の最低限の改善が見られるまでの暫定的なものである」点についてのスケジュールは、この半減の目標達成を想定している向こう10年(平成35年度)くらいまでを暫定的と考えるのか。

→半減ということではなく、減少傾向に確実に向かうという状況に至るところまでを暫定的な期間として位置付けたいと考えている。(事務局)

(委員)確実に減少を達成するためには、これから3年間程度が特に重要な期間であり、目標達成のためには明確なコンセプトに基づいて思い切った手を打ち、かつその期間に持続的に実行できる体制等を整えて、残り期間で目標を達成することが重要であると思うが、いかがか。

→状況が全体で減少傾向に向かう状態までの期間をこのガイドラインの対象期間としたいと考えている。ある程度、全体的に減少傾向になってくれば、新たな課題が出てきて、異なった焦点が必要となる。その場合に、改めてガイドラインの改訂を行う必要が出てくるのではないかと考えている。(事務局)

(委員)今回、鳥獣法改正を受けて各都道府県で第1種保護計画又は第2種管理計画の特定計画策定が進んでいるが、そこにはこのガイドラインは反映しづらいタイミングである。新たに創設される指定鳥獣捕獲等事業等の都道府県の新たな施策がこの2、3年には進んでいくことになる。管理計画全体の取り組みとして、新たにこのガイドラインの考えに沿った特定計画の改訂は28年度に進み、29年度から始まる。新たな制度で捕獲がより進むことは想定されながらも、本格的な計画に基づく各施策の推進というのは、29年度以降の取り組みでようやく始まることが想定される。そうすると29年度以降の取り組みが非常に重要になってくるので、その想定は今説明があったこの3年間くらいの重要な期間となることを見据えたガイドラインとして位置付けるのが妥当な気がする。

(委員)人材をどのように鍛え、持続的な管理を実行する体制にもっていくかという段取りが少し見えにくい。現状では捕獲の担い手が減っていつてしまうため、今の倍の捕獲率で捕まっていかなければならない。この3年間で急激には新しい仕組みで動いていくことはなかなか難しい。最初の3年間で、先を見越して「体制を強化しなさい」というところは、もっと強調してもいいのではないか。国、都道府県ともに野生動物管理の専門家や捕獲の担い手についての育成準備を「この3年間でやりなさい」というメッセージがあってもいいのではないか。

→現在の内容だと、今後3年から5年程度の内容である。体制的な部分は、これから動き出す指定管理鳥獣捕獲等事業の認定事業者があり、その動き方がまだ全然見えない段階で、そういう体制面の強化について述べるというのは今の段階では難しい。(事務局)

(委員)明示的にスタンスを出していかないと、方向修正するタイミングを外してしまう。北海道の過去の事例では、捕獲が進み頭打ちの状況が見えるまでには3、4年かかっている。さらに明確な兆しが出るには、4、5年はかかる。このため、仕組みが整ってからというよりも、初めのステップでは体制整備の準備期間と位置づけて、柔軟に対応できる仕組みを作っていく、というようところが重要ではないか。社会が望む密度を持続的に維持していくのはさらに先の話である。そこへ到達するために必要なステップを踏まなければいけないところを明確にしておいたほうが良い。

(委員)ここからの3年が特に重要な期間だということの中に盛り込むのであれば、今指摘があったように、その重要性を認識した上で、どういった動きが次の特定計画の切り替え前までにできるのかを示すべきである。平成25年度補正事業によって各都道府県の推定個体数が今回示され、これまでの計画の目標とのギャップがある程度明確にされる。それを認識した上で特定計画改訂までの期間というのが、その2、3年にあたるわけである。年次計画を作成しているところは、目標を来年度から上げる、あるいは再来年度から上げることも取り組みとしてできる。この2、3年に捕獲に向けて強化ができることは、どんどんやっつけていこうということを記述していくことも必要だと思う。

(委員)「特に広域的な視野で取り組む立場の都道府県が主体となって、公共的に捕獲を推進」という文言がある。広域的な視野で取り組むというのは、都道府県は当然だと思うが、主体的という言葉と公共的な捕獲という言葉が新しく盛り込まれているが、この辺はどういう意図で、どういう意味で書かれているのか。また、シカ管理捕獲の責任がかなり都道府県におかれる文章になっている。許可捕獲は市町村が中心にされ、狩猟はかなり自由なところがある。県がコントロールできると、実は全体の計画が作れて、その中で管理捕獲はできる。意気込みはいいと思うが、県の立場から考えると厳しい。政策順位を高める必要は当然あるし、公共的に推進することはまったく否定はしないが、この書きぶりは少し厳しい。状況や位置づけは地方により異なり、農業被害に対する公共的な役割もあれば、自然公園の管理が必要な場所とかあるので、そのバランスをはっきりさせる工夫が必要である。

(委員)「3年程度で状況の改善が見いだせないとならぬ傾向がある」ということを都道府県の担当者が読んだときにあまり経験のない担当者は理解できない。3年程度での状況の改善が見いだせない根拠的なものが何とか示せな

いものか。

(委員)本ガイドラインは特定計画策定を目的としている。事業実施のためのガイドラインや、担い手確保のためのガイドラインは、必要とする内容が異なるので別とし、目的に応じた記述とするべきである。

## 「2 本編」について

(委員)生息数が減少しなかった理由は、捕獲して減らそうとしたが、減らなかったとしたら、それは捕獲数が足りなかったということである。内容は、ここに書かれているとおりであり、「計画」、「推定」、「予測」、「捕獲目標達成」のどこに問題があったのかということである。検討が必要なのは、「クロスチェックによる生息密度の指標の評価」とあるが、クロスチェックというようにわかりにくい単語を使わず、わかり易い単語で、実際行うことを具体的にわかり易く説明することが必要である。環境省が実施した全国の個体数推定の検討の中では、指標として捕獲数が生息密度を反映している結果になっているところも多かった。捕獲数は、社会的な要因による変動があるとしても、それ自体で有効な生息密度指標になりうる。取捨選択する指標の一つとして入れたほうがいい。

(委員)スカンジナビア(ノルウェーなど)でも、捕獲数は密度指標として使われている。CPUEは割り算をするので、サンプル数が少ない場合適切な値にならない。単年ごとの年次的な変化は追えず、一定の条件に限定されるが、長期的なトレンドとしては十分使える。

(委員)捕獲に関する制度や施策の変更などの人為的影響がない状態ではそういったことが言えるが、結局、捕獲についても人為的に何かの制度を作り捕獲を強化することがあれば、大きく捕獲数と生息動向のトレンドはぶれる年が出てくる。

(委員)階層ベイズ法は推定法であり、レスリー行列はモデルである。推定法とモデルは、横並びのものではない。

(委員)モニタリングデザインについて、記述としては、空間的な配置は妥当か、調査地点数は十分かということが重要である。調査地点数が十分でなければ、配置以前の問題となる。「繰り返しは妥当か」の部分も、おそらく今までの経験の中では、毎年調査できるかということになってくると思う。専門家に聞くまでもなく、毎年調査できる指標でないと、なかなか傾向を見たり、意思決定をするのは難しい。5年に一回意思決定をするにしても、それまでに5つの点から傾向を見ることは必要だと思う。毎年調査できるか、あるいは毎年調査しているかがモニタリングデザインの確認点になる。

(委員)今空間的な把握については、分布面積の25パーセントを目安に抽出する、すなわち5kmメッシュ4メッシュの一つを最低限の目標にする。十分な検討、検証を行い、全体のモニタリングの内容を吟味する。

(委員)この新しい仕組みの中で、この暫定期間はすごく重要だという位置付けが重要である。一度実施すれば、行政はルーティンでできる。変えるなら、今しかないだろう。「はじめに」の書きぶりをこだわったのはその点である。重要なのは、国家規模のモニタリングが今後も続いていくかどうかである。参考資料に、環境省の H25 年度補正予算調査も含め、いくつかのモニタリング手法毎にサンプリング規模の事例があると良い。

→モニタリングをどうしていくか、全国の方針を転換するべきかどうかも含め、論議の場を作ってみてはどうか。研究者含め大多数が切り替えるべきだという方向にできれば、その方向で打ち出していけると思う。(事務局)

(委員)14 ページの指定管理鳥獣捕獲等事業で、先ほど役割分担という話があったが、これの位置付けというのをもう少し明記した方がよい。環境省では基本指針等で、指定管理鳥獣捕獲等事業の位置付け的なものを文章で示されていたと思うが、あの程度のことは書くべきだと思う。狩猟と許可捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業と区別する上で、指定管理鳥獣捕獲等事業がどのような場所で実施するのが目的として合致しているのかは、書くべきだと思う。モニタリング手法についても目的、地域規模に応じた手法例を資料編に記載した方がよいだろう。

(委員)指定管理鳥獣捕獲等事業の評価は、事業スパンから考えると、特定計画の目標頭数のうちの何頭を事業で捕獲したかで良いのではないか。

→これまでの議論では、指定管理鳥獣捕獲等事業のための生息密度指標調査を行って事業の効果を評価するのではなく、経年的に行う特定計画に基づく生息動向指標の把握により事業効果を見ていくことを基本とする整理だった。個別に指定管理鳥獣捕獲等事業の効果を調査する場合は、夜間銃猟等の新しい手法を用いる場合や、経年的に行う特定計画に基づく生息動向指標では把握しきれない場合だけが対象になるだろうという整理がされた。環境省も捕獲を推進することが主目的で、モニタリング作業が捕獲推進の足かせになってはいけないという見解である。基本は広域的なモニタリングで生息動向を評価していく。(事務局)

→先ほどの狩猟、有害等の関係も含めて図のようなものを補足しながら少し整理をして書いておく。(事務局)

(委員)18 ページの「捕獲情報の迅速かつ正確な収集」について、おおむね必要なことが書かれていると思うが、やはり許可捕獲の割合が非常に増え、狩猟で得られた情報の精度が低下してきているという現状がある中で、有害鳥獣捕獲において収集する情報を明確にし得られた情報を確実に集約する取り組みが必要であることをもう少し記述する必要がある。報告は鳥獣の種類と捕獲数と捕獲位置が義務だが、モニタリングも含めて生息密度指標として使うことも含めていくと性別、捕獲努力量を強調すべき。

- (委員) 捕獲の担い手について、標準的な単価、作業量、発注する場合にはどのような形態かを示す必要がある。通達等で示すのであれば不要である。
- (委員) 被害の総量、全体の被害金額とかだけではなく、単位面積あたりの被害量を示すことが重要である。特に林業では、造林面積が非常に減少している中で、当然被害額は減ってくる。ただ、単位面積あたりの被害がどうなのかというと、それは全然沈静化していない。逆にむしろ増えているところもあるので、単位面積あたりの数値など、指標として使えるものをしっかり意識させることは必要だ。
- (委員) 「計画の推進に対して、専門担当 PDCA を回す人」という書き方だが、PDCA を回すのは担当の人というイメージではなく組織全体で回していくものなので、担当の人がどのような人かで左右されるものでは、もはやない気がする。計画を回していく部分は、組織としてしっかり回していく組織を作るということである。きちんとしたデータベースを作るとか、分析の報告様式をきちんとするとか、そういう体制を整えることである。組織としてできる仕組みをきちんと作ることが一番の推進体制となる。

## 議事(2) 平成 26 年度保護管理レポートの内容について

(資料2を説明)

- (委員) 捕獲数増加後の対応テーマはよい。それに加えてどうやったらうまく捕れたのか、増えたのかということも、内容的には充実させてもらえればと思う。
- (委員) 既存の狩猟者数で、捕獲体制の調整によりこれぐらいの捕獲数が達成できるというメッセージが伝わればいいのかと思う。
- (委員) 岩手県が連続して倍増しているというのは、やはりその気になれば増やせるという一つのモチベーションにはなってくる。生息状況により捕獲効率は全然違ってくると思うが、県ごとで単位面積あたりの差がどれくらいあるかを認識して、自分たちがどこに位置付けられているかを意識してもらうことも必要である。また県単位ではなく、市町単位でどれくらい差があるのか何か情報があれば照会してもらいたい。まだ頑張りようによっては捕れるのだということ認識できると思う。
- (委員) 狩猟の捕獲にも報償費を出したら、捕獲数が大幅に上がった県もある。

## 議事(3) その他

(今後の予定について説明)

(以上)